

《国研プロジェクト「日韓・韓日における司法制度の比較法的検討」》

【開催報告】

国研主催国際シンポジウム「文書提出命令の比較法的検討」を開催しました。

「文書提出命令の比較法的検討」

3月24日（水）オンラインにおいて、国際シンポジウム「文書提出命令の比較法的検討」（主催：愛知大学国際問題研究所、後援（公財）愛知大学教育研究支援財団）が開催されました。当日は、佐藤元彦国際問題研究所長の挨拶の後、①吉垣実（本学法学部教授）「文書提出命令における自己利用文書該当性の判断について—『特段の事情』の意味、イン・カメラ手続の検討を中心に—」、②吉田英男（琉球大学法科大学院准教授）「事故調査報告書に対する文書提出命令—英米法の discovery の趣旨に鑑みて—」、③田炳西（韓国・中央大学校法科大学院教授）「文書提出命令の比較法的検討—韓国法の見地から—」の3本の報告（報告順）および質疑応答がなされました。他大学から多数の研究者が参加され、民事訴訟における文書提出命令について、英米法、韓国法、日本法の見地から、活発な議論がなされました。本学の学生も6名参加し、報告者に対して意見を述べていました。本シンポジウム開催にあたり、多くの方の援助を受けました。心より感謝申し上げます。

